

SWANEL 引取再整備プログラム利用規約

第 1 章 総則

第 1 条（本プログラムの目的）

本プログラムは、お客様にご愛用いただいた SWANEL 製品を当社が責任をもって引取、再整備（リファービッシュ）することで、製品の寿命を延ばし、廃棄物削減と資源の有効活用を目指すものでございます。これは、循環型経済への貢献を目的としております。

第 2 条（対象者および対象製品）

1. 本プログラムをご利用いただけるお客様（対象者）は、当社のデータベースに SWANEL 製品の購入者としてお客様登録をされている方に限定いたします。
2. 中古販売店、フリマサイト等、当社以外の第三者から当該製品を入手されたお客様は、本プログラムの対象外とさせていただきます。
3. 本プログラムの対象製品は、当社が製造・販売いたしましたソファベッド製品「SWANEL」のみといたします。
4. 保証期間の有無にかかわらず、全ての SWANEL 製品が引取検討の対象となります。

第 2 章 引取手続きと下取り金額

第 3 条（引取の申請と可否の判断）

1. お客様は、引取をご希望される SWANEL 製品の**製品写真（全体、細部、破損箇所など）**を当社に提出していただくものといたします。
2. 当社は、提出された写真とお客様の登録情報をもとに、再整備の可否、および引取に伴う当社のコストを総合的に検討し、引取の可否を判断いたします。

3. 以下に該当すると当社が判断した場合、引取をお断りする場合がございます。

- 製品の原型を留めないほどの著しい破損や劣化がある場合
- 衛生上の問題（異臭、激しい汚れ、虫害など）がある場合
- 改造や、当社の定める仕様外の修理が施されている場合
- その他、再整備が極めて困難またはコストに見合わない判断される場合

第4条（下取り金額の提示と決定）

1. 当社が引取可能と判断した場合、製品の使用状態、製造年、再整備にかかる見込み費用を考慮し、**下取り金額（買取代金）**をお客様に提示いたします。
2. 下取り金額は、製品の状態に応じて**「無料（0円）」から有償**で提示されます。
3. お客様は、提示された下取り金額に同意された後、引取手続きに進んでいただくものといたします。
4. 下取り金額の提示は写真に基づくものであり、現物確認後に状態が著しく異なると判断された場合は、改めて金額を提示し直すか、引取を撤回する場合がございます。

第3章 費用と所有権の移転

第5条（費用負担）

1. 原則として、製品の下取り金額が有償の場合、搬出・輸送にかかる費用は当社が負担いたします。
2. ただし、特殊な搬出経路（例：窓からの吊り下げ作業、大型クレーンが必要など）に伴う追加費用が発生する場合は、事前にお客様の同意を得た上で、当該費用をお客様にご負担いただく場合がございます。

第6条（製品の引渡しと所有権の移転）

1. 引取日の日程調整および搬出方法は、お客様と当社で協議の上決定いたします。
2. 引取が完了した時点をもって、当該製品の所有権はお客様から当社に移転するものといたします。
3. 所有権移転後、お客様はいかなる理由があっても、製品の返却を求めることはできません。

第4章 再整備品の取り扱い

第7条（再整備品の販売）

1. 引取られた製品は、当社の専門技術者が必要なパーツ交換、洗浄、機能点検などを行い、**再整備品（リファーマビッシュ品）**として販売されます。
2. お客様は、引渡した製品が再整備品として販売されることについて、異議を申し立てないものといたします。

第8条（個人情報の取り扱い）

本プログラムの実施にあたり取得いたしましたお客様の個人情報は、製品の引取、下取り金額のお支払い、および再整備品の販売促進に関する業務にのみ利用し、当社のプライバシーポリシーに基づき厳重に管理いたします。